

## 佐賀大学医学部附属病院における医療に係る院内感染対策のための指針

(平成 19 年 6 月 19 日制定)

### 第 1 本院における院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染は患者が多大なる不利益を被るのみでなく、人的・経済的に医療財源を圧迫し、結果として医療の質そのものを著しく低下させる。このため、院内感染を未然に防ぐ手段を恒常的に院内で周知・遵守すると同時に、診療科横断的に発生する感染症に専門的診療を行うことが不可欠である。加えて、医療スタッフの職業感染曝露を防止することが必要である。

これらの目的のために、当院では専任スタッフで構成される感染制御部を感染対策の中核的機能として常置する。ここでは病原菌の院内疫学的解析に基づく医療関連感染の制御と防止に努める一方、専門医による感染症診療を全診療科に提供することにより、感染対策と感染症診療が常に相補的に機能する体制の維持・向上を可能とする院内感染対策を構築する。

### 第 2 院内感染対策のための委員会その他本院内の組織に関する基本的事項

#### (院内感染対策委員会)

- ・院内感染対策委員会は、本院における院内感染対策に関して必要なことを審議する。

#### (感染制御部)

- ・院内感染対策委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に本院内の感染対策を担う部門である。

#### (感染対策専任看護師長)

- ・感染制御部門の業務に関する企画立案および評価、病院内における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導の業務を行う者である。

### 第 3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

#### (院内研修)

- ・病院長（管理者）は、個々の職員の院内感染対策に対する意識の啓発、安全に業務を遂行するための技能、チーム医療の一員としての意識の向上を図るため、病院全体に共通する院内感染防止に関する内容についての研修を年 2 回以上定期的に開催する。
- ・病院長は、新規採用職員及び医員（研修医）に対し本院の院内感染対策に対する基本的な考え方、方針、事項を周知させるとともに、その遵守を徹底させる。

#### 第4 感染症の発生状況の報告に対する基本的対応方針

- ・届出が必要な感染症が発生した場合は、感染制御部の指導・援助の下、主治医名で速やかに報告する。
- ・抗菌薬耐性菌を含む病原菌の分離状況については微生物検査室から感染制御部に定期的に報告を受け、サーベイランスを実施し、アウトブレイクに対応する。

#### 第5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した場合の対応は原則として次に定めるところによる。

- (1) 院内感染発現場の医療従事者、あるいは微生物検査室からの報告に基づき、感染制御部スタッフが感染症発生状況の解析を迅速に行い、考えられる感染症の制御に必要な一次措置を直ちに講じる。
- (2) 前号の措置後、感染制御部長または副部長は、当該感染症の発生について病院長、診療科長、看護部長および事務部長にただちに報告する。
- (3) 病院長等は院内感染が発生した場合には、必要に応じて緊急の感染制御部会議を招集し、本院の院内感染に係る原因調査、分析、再発防止策を検討させる。
- (4) その他院内感染が発生した場合の対応の詳細については別に定める。

#### 第6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有（本院ホームページ掲載）に努めるとともに、患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じる。

#### 第7 その他の本院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のために「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員へ周知するとともに、その内容は講じた対策の効果や現場からの要請に応じて、また、第三者機関の評価などを通じて常に改定・改善を図ってゆくものとする。

#### 附 則

この指針は、平成19年6月19日から施行する。

佐賀大学医学部附属病院院内感染対策委員会規程

〔平成16年9月24日  
制 定〕

(設置)

第1条 佐賀大学医学部附属病院における院内感染の予防及び対策のため、佐賀大学医学部附属病院院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 院内感染の予防に関すること。
- (2) 院内感染予防に係る情報の収集に関すること。
- (3) 院内感染源及び感染経路の調査に関すること。
- (4) 院内感染予防対策の確立に関すること。
- (5) 感染制御部の運営に関すること。
- (6) その他感染予防及び対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 感染制御部長
- (3) 感染制御部副部長
- (4) 検査部、手術部、材料部及び輸血部の各部長
- (5) 薬剤部長
- (6) 看護部長
- (7) 栄養管理委員会委員長
- (8) 歯科口腔外科の科長
- (9) 診療科長又は副診療科長のうち若干人
- (10) 事務部長
- (11) その他病院長が指名する者若干人

2 前項第9号及び第11号に掲げる委員は、病院企画室会議の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第9号及び第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、感染制御部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行

する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

(代理出席)

第7条 第3条の委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長の了解を得た者を代理に出席させることができる。

2 前項の者は、第3条の委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、経営管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年9月24日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第1項第9号及び第11号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成17年4月14日改正)

この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月22日改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月6日改正)

この規程は、平成19年9月6日から施行する。

院内感染対策委員会名簿

診療科等名		氏名	電話	備考
感染制御部長	委員長	青木洋介	3242	
病院長		宮崎耕治	3302	PHS2325 秘書室3305
感染制御部副部長		福岡麻美	3534	
感染制御部副部長		三原由起子	3960	感染対策担当看護師長
検査部長		出原賢治	3753	
手術部長		中島幹夫	2320	
材料部長		後藤昌昭	2329	
輸血部長		(出原賢治)		
栄養管理委員会委員長		濱崎雄平	2310	
診療科長または 副科長のうち 若干人	泌尿器科	魚住二郎	2333	
	呼吸器内科	林真一郎	2356	
	脳神経外科	松島俊夫	2330	
	膠原病・リウマチ内科	長澤浩平	2350	
	小児科	(濱崎雄平)	2310	
薬剤部長		藤戸博	3161	
看護部長		田中洋子	3330	
事務部長		大石茂博	3310	
歯科口腔外科の科長		(後藤昌昭)		
病院長の指名する者若干人	病因病態科学	宮本弘呂志	2245	
計		16名		定足(9名)